

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書

戦後70年、日本は平和憲法のもと、海外で「殺し、殺される」戦闘に参加することはなかった。「二度と戦争は起こさないでほしい」の声は、市民共通の基本的な願いである。

今国会に提案されている「国際平和支援法案」と、自衛隊法など現行関連法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」の2つの法案、いわゆる「安全保障法制案」は、審議が進むほど「若者を再び戦場に送ることになるのではないか」、「憲法で禁じた武力行使に踏み出すことになる」、「今までできないと言ってきた集団的自衛権を一内閣の恣意的な解釈で変更している」など多くの批判や危惧の声が上げられている。

また、衆議院の憲法審査会においては、著名な憲法学者3人全員が「憲法違反」と断じ、圧倒的多数の憲法学者が「廃案にするべき」と主張している。さらに、かつて政権の中枢にいた方々からも反対の意思表示が表明されるに至っている。

各種の世論調査でも「廃案を求める」という声と、「今国会にこだわらず慎重に審議」を求める世論は8割以上に達している。

そうした中、6月24日までの国会会期が9月27日までの95日間という戦後最長の会期延長が議決された。

御坊市議会は、政府の強引で強硬な国会運営に強い憂慮と懸念を持っている。現状は、市民・国民の理解を到底得られていない状況であることを十分に把握され、言論の府である国会において、慎重審議に徹せられることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

御坊市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

